

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	3-3
許認可等の種類	解体業の許可			
根拠法令条例等・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項			
許認可等の概要	解体業を行おうとする場合の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第61条及び第62条 ・ 使用済自動車の再資源化等に関する施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第55条及び第57条			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	56日			
期間の制定根拠	H22.3.8伺定			